

既に「自主取組宣言」を公表している事業者はこの文書を破棄願います

沖高保発第7－82号
令和7年9月16日

L P ガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会
部会長 福原 徹 (公印省略)

「自主取組宣言」の実施について (再)

液石法省令改正「商慣行是正」に伴う「自主取組宣言」の公表について、令和6年9月19日付（沖高保発第6－98号）にて各販売事業者へご依頼し、令和7年7月31日現在の沖縄県における公表率は、75.3%（186事業者に対し140事業者が宣言）となっております。

L P ガス部会では、「お客様から信頼される L P ガス業界」となるためには、全ての L P ガス事業者が宣言し公表することが重要と考えております。

「自主取組宣言」を行っていない事業者は、10月末を目安に「自主取組宣言」を公表していただきますようお願い致します。

今後は、聞き取り調査の上沖縄県へ報告する予定となっており、立ち入り検査の対象となる場合がございます。

記

1. 「自主取組宣言」の公表例

- ・全国 L P ガス協会 HP でご確認ください <https://www.japanlpg.or.jp/>

2. 「自主取組宣言」公表の方法

- ・別紙様式をご確認ご対応の上、全 L 協へ直接お送りください。

3. これまでの主な経緯

- ・全 L 協理事会（令和6年3月28日開催）において、販売事業者自ら「自主取組宣言」を行うことが重要と合意された。
- ・第1回 L P ガス部会委員会（令和6月28日開催）において、「自主取組宣言」総決起大会を実施することが了承された。
- ・「液石法 改正省令に伴うガイドライン説明会」並びに「自主取組宣言」総決起大会（令和6年9月3日開催）を行い、参加者全員による「我々は、自主取組宣言を令和6年度内に実施することを決意する」との決意表明を行った。
- ・各支部会において役員・事務局での説明

4. 液化石油ガス法「改正省令」概要

- (1) 過大な営業行為の制限 2024年7月2日施行
- (2) 三部制料金の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）2025年4月2日施行
- (3) L P ガス料金等の情報提供 2024年7月2日施行

※ 本件へのお問合せ 協会事務局 TEL098－858－9562